

照会日 平成22年 1月27日
 照会部署名 古川年金事務所 厚生年金適用調査課
 照会担当者 千葉 晃行(役職名) 一般職
 連絡先 [REDACTED]
 メールアドレス
 [REDACTED]
 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 高橋

(案件)

(受付番号) No. 2010-92	扶養者の認定について
-----------------------	------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

扶養者の認定における退職後に失業保険給付を受給する者の取扱いについて 退職後雇用保険の失業給付を受給している者については日額3611円(60歳未満:130万円未満の基準)を超える場合、失業給付受給期間については扶養認定できない取扱いとなっていますが、短期一時金として受給する者の場合(一時金は日額×給付日数で計算される)の取扱いについて(日本年金機構 業務処理要領(適用) III-1-5)下記①、②のどちらの考え方になるでしょうかご教授願います。 ① 一時金で支給される場合は一時的な収入のため受給金額によらず扶養認定が可能 ② 一時金という名目ではあるが、失業保険の給付であり日額×給付日数で計算されているため、日額により扶養認定の可否を判断する。 また、認定基準を超過した場合の扶養認定日については退職日の翌日より給付日数を経過した次の日でよろしいでしょうか併せてご教授願います。

(回答)

雇用保険法第40条に定められる特例一時金については、同法第38条に規定される短期雇用特例被保険者が失業し、一定の要件を満たした場合に支給されるものであり、基本手当の日額の30日分を限度とした、一時金による求職者給付を行うものである。 そのため、雇用保険における通常の被保険者に対する基本手当とは異なり、扶養対象者の恒常的な所得の現況を判断し得る性質のものではないため、被扶養者認定の対象となる収入には該当しない。(厚生労働省年金局事業管理課より)
--

回答日 平成23年9月28日
 回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
 回答作成者 (一般職) 上田 昌典
 連絡先 [REDACTED]
 メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 岡村
 (軽微なものについてはグループ長)